

## 4 土木設計業務等共通仕様書（案）

# 土木設計業務等共通仕様書（案）

## 目 次

### 第1編 共通編

#### 第1章 総則

第1101条	適 用	I-4-1
第1102条	用語の定義	I-4-1
第1103条	業務の着手	I-4-3
第1104条	設計図書の支給及び点検	I-4-4
第1105条	監督職員	I-4-4
第1106条	管理技術者	I-4-4
第1107条	照査技術者及び照査の実施	I-4-5
第1108条	担当技術者	I-4-5
第1109条	提出書類	I-4-6
第1110条	打合せ等	I-4-6
第1111条	業務計画書	I-4-7
第1112条	資料の貸与及び返却	I-4-7
第1113条	関係官公庁への手続き等	I-4-7
第1114条	地元関係者との交渉等	I-4-8
第1115条	土地への立入り等	I-4-8
第1116条	成果物の提出	I-4-9
第1117条	関連法令及び条例の遵守	I-4-9
第1118条	検 査	I-4-9
第1119条	修 補	I-4-10
第1120条	条件変更等	I-4-10
第1121条	契約変更	I-4-10
第1122条	履行期間の変更	I-4-11
第1123条	一時中止	I-4-11
第1124条	発注者の賠償責任	I-4-12
第1125条	受注者の賠償責任	I-4-12
第1126条	部分使用	I-4-12
第1127条	再 委 託	I-4-12
第1128条	成果物の使用等	I-4-13
第1129条	守秘義務	I-4-13
第1130条	個人情報の取扱い	I-4-14
第1131条	安全等の確保	I-4-15
第1132条	臨機の措置	I-4-16
第1133条	履行報告	I-4-16
第1134条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	I-4-16
第1135条	暴力団等の排除	I-4-16

#### 第2章 設計業務等一般

第1201条	使用する技術基準等	I-4-17
第1202条	現地踏査	I-4-17

第1203条	設計業務等の種類	I-4-17
第1204条	調査業務の内容	I-4-17
第1205条	計画業務の内容	I-4-17
第1206条	設計業務の内容	I-4-17
第1207条	調査業務の条件	I-4-18
第1208条	計画業務の条件	I-4-18
第1209条	設計業務の条件	I-4-19
第1210条	調査業務及び計画業務の成果	I-4-21
第1211条	設計業務の成果	I-4-21

## 第2編 河川編

### 第1章 河川環境調査

第1節	河川環境調査の種類	I-4-33
第2101条	河川環境調査の種類	I-4-33
第2節	環境影響評価	I-4-33
第2102条	環境影響評価の区分	I-4-33
第2103条	方法書(案)の作成	I-4-33
第2104条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び 評価の手法の選定	I-4-34
第2105条	調査	I-4-35
第2106条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	I-4-36
第2107条	準備書(案)の作成	I-4-37
第2108条	評価書(案)の作成	I-4-37
第2109条	評価書の補正等	I-4-38
第3節	河川水辺環境調査	I-4-38
第2110条	河川水辺環境調査の区分	I-4-38
第2111条	魚介類調査	I-4-39
第2112条	底生動物調査	I-4-39
第2113条	植物調査	I-4-40
第2114条	鳥類調査	I-4-40
第2115条	両生類・爬虫類・哺乳類調査	I-4-41
第2116条	陸上昆虫類等調査	I-4-41
第2117条	河川調査	I-4-41
第2118条	河川空間利用実態調査	I-4-42
第4節	成果品	I-4-43
第2119条	成果品	I-4-43

### 第2章 河川調査・計画

第1節	河川調査・計画の種類	I-4-44
第2201条	河川調査・計画の種類	I-4-44
第2節	洪水痕跡調査	I-4-44
第2202条	洪水痕跡調査	I-4-44
第3節	計画降雨検討	I-4-45
第2203条	計画降雨検討の区分	I-4-45
第2204条	ティーセン法による検討	I-4-45

第2205条	降雨強度曲線による検討	I-4-46
<b>第4節</b>	<b>基本高水・計画高水流量検討</b>	I-4-47
第2206条	基本高水・計画高水流量検討の区分	I-4-47
第2207条	貯留関数法による検討	I-4-47
第2208条	準線形貯留型モデルによる検討	I-4-49
第2209条	雨量確率手法による検討	I-4-50
第2210条	流量確率手法による検討	I-4-51
<b>第5節</b>	<b>低水流出解析</b>	I-4-51
第2211条	低水流出解析	I-4-51
<b>第6節</b>	<b>河道計画</b>	I-4-53
第2212条	河道計画（大規模河川）	I-4-53
第2213条	河道計画（中小河川）	I-4-56
<b>第7節</b>	<b>内水処理計画</b>	I-4-57
第2214条	内水処理計画	I-4-57
<b>第8節</b>	<b>利水計画</b>	I-4-59
第2215条	利水計画検討	I-4-59
<b>第9節</b>	<b>正常流量検討</b>	I-4-61
第2216条	正常流量検討（大規模河川）	I-4-61
第2217条	正常流量検討（中小河川）	I-4-64
<b>第10節</b>	<b>氾濫水理解析</b>	I-4-67
第2218条	氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）	I-4-67
<b>第11節</b>	<b>総合治水対策調査</b>	I-4-68
第2219条	総合治水対策調査	I-4-68
<b>第12節</b>	<b>洪水予測システム検討</b>	I-4-77
第2220条	洪水予測システム検討	I-4-77
<b>第13節</b>	<b>成果品</b>	I-4-81
第2221条	成果品	I-4-81

### 第3章 河川構造物設計

<b>第1節</b>	<b>河川構造物設計の種類</b>	I-4-82
第2301条	河川構造物設計の種類	I-4-82
<b>第2節</b>	<b>護岸設計</b>	I-4-82
第2302条	護岸設計の区分	I-4-82
第2303条	護岸予備設計	I-4-82
第2304条	護岸詳細設計	I-4-86
<b>第3節</b>	<b>樋門設計</b>	I-4-88
第2305条	樋門設計の区分	I-4-89
第2306条	樋門予備設計	I-4-89
第2307条	樋門詳細設計	I-4-91
<b>第4節</b>	<b>床止め設計</b>	I-4-94
第2308条	床止め設計の区分	I-4-94
第2309条	床止め予備設計	I-4-94
第2310条	床止め詳細設計	I-4-97
<b>第5節</b>	<b>堰設計</b>	I-4-99
第2311条	堰設計の区分	I-4-99
第2312条	堰予備設計	I-4-100

第2313条	堰詳細設計	I-4-104
<b>第6節</b>	<b>水門設計</b>	I-4-108
第2314条	水門設計の区分	I-4-108
第2315条	水門予備設計	I-4-108
第2316条	水門詳細設計	I-4-110
<b>第7節</b>	<b>排水機場設計</b>	I-4-112
第2317条	排水機場設計の区分	I-4-113
第2318条	排水機場予備設計	I-4-113
第2319条	排水機場詳細設計	I-4-115
<b>第8節</b>	<b>成果品</b>	I-4-118
第2320条	成果品	I-4-118

### 第3編 海岸編

#### 第1章 海岸構造物設計

<b>第1節</b>	<b>海岸構造物設計の種類</b>	I-4-121
第3101条	海岸構造物設計の種類	I-4-121
<b>第2節</b>	<b>堤防、護岸設計</b>	I-4-121
第3102条	堤防、護岸設計の区分	I-4-121
第3103条	堤防、護岸予備設計	I-4-121
第3104条	堤防、護岸詳細設計	I-4-124
<b>第3節</b>	<b>胸壁設計</b>	I-4-126
第3105条	胸壁設計の区分	I-4-126
第3106条	胸壁予備設計	I-4-126
第3107条	胸壁詳細設計	I-4-128
<b>第4節</b>	<b>突堤設計</b>	I-4-130
第3108条	突堤設計の区分	I-4-130
第3109条	突堤予備設計	I-4-130
第3110条	突堤詳細設計	I-4-131
<b>第5節</b>	<b>離岸堤設計</b>	I-4-133
第3111条	離岸堤設計の区分	I-4-133
第3112条	離岸堤予備設計	I-4-133
第3113条	離岸堤詳細設計	I-4-135
<b>第6節</b>	<b>潜堤・人工リーフ設計</b>	I-4-137
第3114条	潜堤・人工リーフ設計の区分	I-4-137
第3115条	潜堤・人工リーフ予備設計	I-4-137
第3116条	潜堤・人工リーフ詳細設計	I-4-139
<b>第7節</b>	<b>消波堤設計</b>	I-4-140
第3117条	消波堤設計の区分	I-4-140
第3118条	消波堤予備設計	I-4-140
第3119条	消波堤詳細設計	I-4-142
<b>第8節</b>	<b>津波防波堤設計</b>	I-4-143
第3120条	津波防波堤設計の区分	I-4-143
第3121条	津波防波堤予備設計	I-4-143
第3122条	津波防波堤詳細設計	I-4-145
<b>第9節</b>	<b>砂浜設計</b>	I-4-147

第3123条	砂浜設計の区分	I-4-147
第3124条	砂浜予備設計	I-4-147
第3125条	砂浜詳細設計	I-4-149
<b>第10節 附帯設備設計</b>		I-4-150
第3126条	附帯設備設計の種類	I-4-150
第3127条	水門及び樋門設計の区分	I-4-150
第3128条	水門及び樋門予備設計	I-4-151
第3129条	水門及び樋門詳細設計	I-4-153
第3130条	排水機場設計の区分	I-4-155
第3131条	排水機場予備設計	I-4-155
第3132条	排水機場詳細設計	I-4-158
第3133条	陸開設計の区分	I-4-161
第3134条	陸開予備設計	I-4-161
第3135条	陸開詳細設計	I-4-163
<b>第11節 成果品</b>		I-4-165
第3136条	成果品	I-4-165

## 第4編 砂防及び地すべり対策編

### 第1章 砂防環境調査

<b>第1節 砂防環境調査の種類</b>		I-4-167
第4101条	砂防環境調査の種類	I-4-167
<b>第2節 自然環境調査</b>		I-4-167
第4102条	自然環境調査の区分	I-4-167
第4103条	魚類調査	I-4-167
第4104条	植物調査	I-4-168
第4105条	鳥類調査	I-4-168
第4106条	両生類・は虫類・ほ乳類調査	I-4-169
第4107条	陸上昆虫類調査	I-4-169
第4108条	底生生物調査	I-4-169
<b>第3節 景観調査</b>		I-4-170
第4109条	景観調査	I-4-170
<b>第4節 溪流空間利用実態調査</b>		I-4-170
第4110条	溪流空間実態利用調査	I-4-170
<b>第5節 成果品及び貸与資料</b>		I-4-171
第4111条	成果品	I-4-171
第4112条	貸与資料	I-4-171

### 第2章 砂防調査・計画

<b>第1節 砂防調査・計画</b>		I-4-172
第4201条	砂防調査・計画の種類	I-4-172
<b>第2節 砂防調査</b>		I-4-172
第4202条	砂防調査の区分	I-4-172
第4203条	水系砂防調査	I-4-172
第4204条	土石流対策調査	I-4-175

第4205条	流木対策調査	I-4-176
第4206条	火山砂防調査	I-4-177
<b>第3節</b>	<b>砂防計画</b>	I-4-178
第4207条	砂防計画の区分	I-4-178
第4208条	水系砂防計画	I-4-179
第4209条	土石流対策計画	I-4-180
第4210条	流木対策計画	I-4-181
第4211条	火山砂防計画	I-4-182
<b>第4節</b>	<b>成果品</b>	I-4-184
第4212条	成果品	I-4-184
<b>第3章 砂防構造物設計</b>		
<b>第1節</b>	<b>砂防構造物設計</b>	I-4-187
第4301条	砂防構造物設計の種類	I-4-187
<b>第2節</b>	<b>砂防えん堤及び床固工設計の区分</b>	I-4-187
第4302条	砂防えん堤及び床固工設計の区分	I-4-187
第4303条	砂防えん堤及び床固工予備設計	I-4-187
第4304条	砂防えん堤及び床固工詳細設計	I-4-189
<b>第3節</b>	<b>溪流保全工設計</b>	I-4-192
第4305条	溪流保全工設計の区分	I-4-192
第4306条	溪流保全工予備設計	I-4-192
第4307条	溪流保全工詳細設計	I-4-194
<b>第4節</b>	<b>土石流対策工及び流木対策工設計の区分</b>	I-4-195
第4308条	土石流対策工及び流木対策工設計の区分	I-4-195
第4309条	土石流対策工予備設計	I-4-195
第4310条	土石流対策工詳細設計	I-4-197
第4311条	流木対策工予備設計	I-4-199
第4312条	流木対策工詳細設計	I-4-201
<b>第5節</b>	<b>護岸工設計</b>	I-4-203
第4313条	護岸工設計の区分	I-4-203
第4314条	護岸工予備設計	I-4-203
第4315条	護岸工詳細設計	I-4-205
<b>第6節</b>	<b>山腹工設計</b>	I-4-206
第4316条	山腹工設計の区分	I-4-207
第4317条	山腹工予備設計	I-4-207
第4318条	山腹工詳細設計	I-4-208
<b>第7節</b>	<b>成果品</b>	I-4-210
第4319条	成果品	I-4-210
<b>第4章 地すべり対策調査・計画・設計</b>		
<b>第1節</b>	<b>地すべり対策調査・計画・設計</b>	I-4-220
第4401条	地すべり対策調査・計画・設計の種類	I-4-220
<b>第2節</b>	<b>地すべり調査</b>	I-4-220
第4402条	地すべり調査の区分	I-4-220
第4403条	地すべり予備調査	I-4-220
第4404条	地すべり概査	I-4-221

第4405条	地すべり機構解析	Ⅰ-4-222
<b>第3節</b>	<b>地すべり対策計画</b>	Ⅰ-4-224
第4406条	地すべり対策計画	Ⅰ-4-224
<b>第4節</b>	<b>地すべり防止施設設計</b>	Ⅰ-4-225
第4407条	地すべり防止施設設計の区分	Ⅰ-4-225
第4408条	地すべり防止施設予備設計	Ⅰ-4-225
第4409条	地すべり防止施設詳細設計	Ⅰ-4-227
<b>第5節</b>	<b>成果品</b>	Ⅰ-4-228
第4410条	成果品	Ⅰ-4-228
<b>第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計</b>		
<b>第1節</b>	<b>急傾斜地対策調査・計画・設計</b>	Ⅰ-4-231
第4501条	急傾斜地対策調査・計画・設計の種類	Ⅰ-4-231
<b>第2節</b>	<b>急傾斜地調査</b>	Ⅰ-4-231
第4502条	急傾斜地調査の区分	Ⅰ-4-231
第4503条	急傾斜地予備調査	Ⅰ-4-231
第4504条	急傾斜地概査	Ⅰ-4-232
第4505条	急傾斜地機構解析	Ⅰ-4-233
<b>第3節</b>	<b>急傾斜地崩壊対策計画</b>	Ⅰ-4-236
第4506条	急傾斜地崩壊対策計画	Ⅰ-4-236
<b>第4節</b>	<b>急傾斜地崩壊防止施設設計</b>	Ⅰ-4-237
第4507条	急傾斜地崩壊防止施設設計の区分	Ⅰ-4-237
第4508条	急傾斜地崩壊防止施設予備設計	Ⅰ-4-237
第4509条	急傾斜地崩壊防止施設詳細設計	Ⅰ-4-239
<b>第5節</b>	<b>成果品</b>	Ⅰ-4-241
第4510条	成果品	Ⅰ-4-241
<b>第6章 雪崩対策調査・計画・設計</b>		
<b>第1節</b>	<b>雪崩対策調査・計画・設計</b>	Ⅰ-4-244
第4601条	雪崩対策調査・計画・設計の種類	Ⅰ-4-244
<b>第2節</b>	<b>雪崩調査</b>	Ⅰ-4-244
第4602条	雪崩調査の区分	Ⅰ-4-244
第4603条	雪崩予備調査	Ⅰ-4-244
第4604条	雪崩解析調査	Ⅰ-4-245
<b>第3節</b>	<b>雪崩防止施設計画</b>	Ⅰ-4-246
第4605条	雪崩防止施設計画	Ⅰ-4-246
<b>第4節</b>	<b>雪崩防止施設設計</b>	Ⅰ-4-247
第4606条	雪崩防止施設設計の区分	Ⅰ-4-247
第4607条	雪崩防止施設予備設計	Ⅰ-4-248
第4608条	雪崩防止施設詳細設計	Ⅰ-4-249
<b>第5節</b>	<b>成果品</b>	Ⅰ-4-251
第4609条	成果品	Ⅰ-4-251

## 第5編 ダム編

### 第1章 ダム環境調査

第1節 ダム環境調査の種類	I-4-253
第5101条 ダム環境調査の種類	I-4-253
第2節 環境影響評価	I-4-253
第5102条 環境影響評価の区分	I-4-253
第5103条 方法書(案)の作成	I-4-253
第5104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び 評価の手法の選定	I-4-254
第5105条 調査	I-4-255
第5106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	I-4-256
第5107条 準備書(案)の作成	I-4-257
第5108条 評価書(案)の作成	I-4-257
第5109条 評価書の補正等	I-4-258
第3節 ダム湖環境調査	I-4-258
第5110条 ダム湖環境調査の区分	I-4-258
第5111条 魚介類調査	I-4-259
第5112条 底生動物調査	I-4-260
第5113条 動植物プランクトン調査	I-4-260
第5114条 植物調査	I-4-261
第5115条 鳥類調査	I-4-261
第5116条 両生類・爬虫類・哺乳類調査	I-4-262
第5117条 陸上昆虫類等調査	I-4-262
第5118条 ダム湖利用実態調査	I-4-263
第4節 成果品	I-4-264
第5119条 成果品	I-4-264

### 第2章 ダム治水水利計画

第1節 ダム治水水利計画の種類	I-4-265
第5201条 ダム治水水利計画の種類	I-4-265
第2節 治水計画	I-4-265
第5202条 治水計画の区分	I-4-265
第5203条 洪水調節計画	I-4-265
第5204条 正常流量確保計画	I-4-267
第3節 利水計画	I-4-268
第5205条 利水計画の区分	I-4-268
第5206条 低水流出解析	I-4-268
第5207条 利水計画	I-4-269
第4節 成果品	I-4-271
第5208条 成果品	I-4-271

### 第3章 ダム地質調査

第1節 地質調査の種類	I-4-272
第5301条 地質調査の種類	I-4-272
第2節 地形調査	I-4-273
第5302条 地形調査	I-4-273

<b>第3節 広域調査</b> .....	I-4-274
第5303条 広域調査.....	I-4-274
<b>第4節 地表地質踏査</b> .....	I-4-275
第5304条 地表地質踏査の基本的事項.....	I-4-275
第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000).....	I-4-275
第5306条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500).....	I-4-276
第5307条 ダムサイト地表地質調査 (1/500).....	I-4-277
第5308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000).....	I-4-279
第5309条 堤体材料採取候補地地表地質概査 (1/2,500).....	I-4-280
第5310条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1,000).....	I-4-281
第5311条 貯水池周辺地表地質概査 (1/2,500).....	I-4-283
第5312条 貯水池周辺地表地質調査 (1/1,000).....	I-4-284
<b>第5節 物理探査</b> .....	I-4-285
第5313条 物理探査の基本的事項.....	I-4-285
第5314条 物理探査.....	I-4-285
<b>第6節 透水試験</b> .....	I-4-286
第5315条 ルジオンテストの基本的事項.....	I-4-286
第5316条 ルジオンテストおよび考察.....	I-4-287
<b>第7節 横坑調査</b> .....	I-4-287
第5317条 横坑調査の基本的事項.....	I-4-288
第5318条 横坑観察.....	I-4-288
<b>第8節 岩盤試験</b> .....	I-4-288
第5319条 岩盤試験の基本的事項.....	I-4-289
第5320条 岩盤直接せん断試験.....	I-4-289
第5321条 岩盤変形試験.....	I-4-290
<b>第9節 孔内観察</b> .....	I-4-291
第5322条 孔内観察.....	I-4-291
<b>第10節 地質解析</b> .....	I-4-292
第5323条 地質解析の基本的事項.....	I-4-292
第5324条 ダムサイト地質比較検討 (1/5,000).....	I-4-292
第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討(1/5,000).....	I-4-293
第5326条 ダムサイト地質解析 (1/2,500).....	I-4-294
第5327条 ダムサイト地質解析 (1/500).....	I-4-296
第5328条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2,500).....	I-4-297
第5329条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1,000).....	I-4-298
第5330条 地質考察の基本的事項.....	I-4-299
第5331条 ダムサイト地質考察.....	I-4-299
第5332条 堤体材料採取候補地地質考察.....	I-4-300
第5333条 貯水池周辺地質考察.....	I-4-301
第5334条 ダムサイト地質総合解析 (概略設計段階) (1/500).....	I-4-302
第5335条 ダムサイト地質総合解析 (実施設計段階)	

(1/500) .....	I-4-303
第5336条 堤体材料採取候補地地質総合解析 (1/1,000) .....	I-4-305
<b>第11節 岩盤掘削面スケッチ</b> .....	I-4-306
第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種) .....	I-4-306
第5338条 堤体材料採取地掘削時材料評価 .....	I-4-307
第5339条 堤体材料採取地掘削面スケッチ .....	I-4-308
<b>第12節 第四紀断層調査</b> .....	I-4-309
第5340条 第四紀断層調査の基本的事項 .....	I-4-309
第5341条 第四紀断層調査(一次調査その1) .....	I-4-309
<b>第13節 成果品</b> .....	I-4-311
第5342条 成果品 .....	I-4-311
<b>第4章 ダム本体設計</b>	
<b>第1節 ダム本体設計の種類</b> .....	I-4-317
第5401条 ダム本体設計の種類 .....	I-4-317
<b>第2節 重力式コンクリートダム本体設計</b> .....	I-4-317
第5402条 重力式コンクリートダム本体設計の区分 .....	I-4-317
第5403条 計画設計 .....	I-4-317
第5404条 概略設計 .....	I-4-319
第5405条 実施設計 .....	I-4-321
<b>第3節 ゾーン型フィルダム本体設計</b> .....	I-4-325
第5406条 ゾーン型フィルダム本体設計の区分 .....	I-4-325
第5407条 計画設計 .....	I-4-326
第5408条 概略設計 .....	I-4-328
第5409条 実施設計 .....	I-4-330
<b>第4節 成果品</b> .....	I-4-334
第5410条 成果品 .....	I-4-334
<b>第5章 ダム付帯施設設計</b>	
<b>第1節 ダム付帯施設設計の種類</b> .....	I-4-342
第5501条 ダム付帯施設設計の種類 .....	I-4-342
<b>第2節 ダム管理用発電設計</b> .....	I-4-342
第5502条 ダム管理用発電設計の区分 .....	I-4-342
第5503条 可能性調査 .....	I-4-342
第5504条 実施設計 .....	I-4-343
<b>第3節 付帯施設設計</b> .....	I-4-344
第5505条 付帯施設設計の区分 .....	I-4-344
第5506条 概略設計 .....	I-4-344
第5507条 実施設計 .....	I-4-345
<b>第4節 成果品</b> .....	I-4-346
第5508条 成果品 .....	I-4-346
<b>第6章 施工計画及び施工設備設計</b>	

第1節	ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類	I-4-348
第5601条	ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類	I-4-348
第2節	コンクリートダム施工計画及び施工設備設計	I-4-348
第5602条	コンクリートダム施工計画及び 施工設備設計の区分	I-4-348
第5603条	概略設計	I-4-348
第5604条	実施設計	I-4-351
第3節	フィルダム施工計画及び施工設備設計	I-4-355
第5605条	施工計画・仮設備設計の区分	I-4-355
第5606条	概略設計	I-4-355
第5607条	実施設計	I-4-358
第4節	成果品	I-4-362
第5608条	成果品	I-4-362

## 第7章 その他

第1節	背水計算	I-4-366
第5701条	背水計算	I-4-366
第2節	水理模型実験	I-4-366
第5702条	水理模型実験の種類と範囲及び条件	I-4-366
第5703条	重力式コンクリートダム洪水 吐き水理模型実験	I-4-367
第5704条	フィルダム洪水吐き水理模型実験	I-4-368
第5705条	放流管抽出水理模型実験	I-4-369
第3節	骨材破砕試験・解析	I-4-370
第5706条	骨材破砕試験・解析の種類	I-4-370
第5707条	骨材破砕試験・解析	I-4-371
第4節	コンクリート配合試験・解析	I-4-372
第5708条	コンクリート配合試験・解析の種類	I-4-372
第5709条	コンクリート配合試験・解析	I-4-372
第5節	グラウチング試験・解析	I-4-373
第5710条	グラウチング試験・解析	I-4-373
第6節	グラウチングデータ整理・解析	I-4-374
第5711条	グラウチングデータ整理・解析	I-4-374
第7節	成果品	I-4-375
第5712条	成果品	I-4-375

## 第6編 道路編

### 第1章 道路環境調査

第1節	環境影響評価	I-4-377
第6101条	環境影響評価の区分	I-4-377
第6102条	方法書(案)の作成	I-4-377
第6103条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び 評価の手法の選定	I-4-378
第6104条	調査	I-4-379

第6105条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	I-4-379
第6106条	準備書(案)の作成	I-4-380
第6107条	評価書(案)の作成	I-4-381
第6108条	評価書の補正等	I-4-381
<b>第2節</b>	<b>成果品</b>	I-4-382
第6109条	成果品	I-4-382
<b>第2章</b>	<b>交通現況調査</b>	
<b>第1節</b>	<b>交通現況調査</b>	I-4-383
第6201条	交通現況調査の種類	I-4-383
<b>第2節</b>	<b>交通量調査</b>	I-4-383
第6202条	交通量調査の区分	I-4-383
第6203条	単路部交通量調査	I-4-383
第6204条	交差点部交通量調査	I-4-384
<b>第3節</b>	<b>速度調査</b>	I-4-384
第6205条	速度調査の区分	I-4-384
第6206条	走行速度調査	I-4-385
第6207条	旅行速度調査	I-4-385
<b>第4節</b>	<b>起終点調査</b>	I-4-386
第6208条	起終点調査の種類	I-4-386
第6209条	路側OD調査	I-4-386
第6210条	オーナーインタビューOD調査	I-4-387
<b>第5節</b>	<b>交通渋滞調査</b>	I-4-388
第6211条	交通渋滞調査	I-4-388
<b>第6節</b>	<b>駐車場調査</b>	I-4-389
第6212条	駐車場調査の区分	I-4-389
第6213条	駐車場施設実態調査	I-4-389
第6214条	駐車原単位調査	I-4-390
<b>第7節</b>	<b>成果品</b>	I-4-391
第6215条	成果品	I-4-391
<b>第3章</b>	<b>道路網・路線計画</b>	
<b>第1節</b>	<b>道路網・路線計画の種類</b>	I-4-392
第6301条	道路網・路線計画の種類	I-4-392
<b>第2節</b>	<b>現況調査</b>	I-4-392
第6302条	現況調査	I-4-392
<b>第3節</b>	<b>交通量推計調査</b>	I-4-393
第6303条	交通量推計調査	I-4-393
<b>第4節</b>	<b>道路網・路線計画</b>	I-4-394
第6304条	道路網・路線計画	I-4-394
<b>第5節</b>	<b>成果品</b>	I-4-395
第6305条	成果品	I-4-395
<b>第4章</b>	<b>道路設計</b>	
<b>第1節</b>	<b>道路設計の種類</b>	I-4-396
第6401条	道路設計の種類	I-4-396

<b>第2節 道路設計</b> .....	I-4-396
第6402条 道路設計の区分.....	I-4-396
第6403条 道路概略設計.....	I-4-396
第6404条 道路予備設計 (A) .....	I-4-398
第6405条 道路予備修正設計 (A) .....	I-4-400
第6406条 道路予備設計 (B) .....	I-4-400
第6407条 道路予備修正設計 (B) .....	I-4-403
第6408条 道路詳細設計.....	I-4-403
<b>第3節 歩道設計 (自転車歩行車道を含む)</b> .....	I-4-406
第6409条 歩道設計の区分.....	I-4-406
第6410条 歩道詳細設計.....	I-4-406
<b>第4節 平面交差点設計</b> .....	I-4-408
第6411条 平面交差点設計の区分.....	I-4-408
第6412条 平面交差点予備設計.....	I-4-408
第6413条 平面交差点詳細設計.....	I-4-409
<b>第5節 立体交差設計</b> .....	I-4-411
第6414条 立体交差設計の区分.....	I-4-411
第6415条 ダイヤモンド型 I C 予備設計.....	I-4-411
第6416条 ダイヤモンド型 I C 詳細設計.....	I-4-413
第6417条 トランペット・クロウバー型 I C 予備設計.....	I-4-415
第6418条 トランペット・クロウバー型 I C 詳細設計.....	I-4-416
<b>第6節 道路休憩施設設計</b> .....	I-4-418
第6419条 道路休憩施設設計の区分.....	I-4-418
第6420条 道路休憩施設予備設計.....	I-4-418
第6421条 道路休憩施設詳細設計.....	I-4-420
<b>第7節 一般構造物設計</b> .....	I-4-421
第6422条 一般構造物の区分.....	I-4-421
第6423条 一般構造物予備設計.....	I-4-422
第6424条 一般構造物詳細設計.....	I-4-424
第6425条 落石防護柵詳細設計.....	I-4-426
第6426条 一般構造物基礎工詳細設計.....	I-4-427
<b>第8節 成果品</b> .....	I-4-428
第6427条 成果品.....	I-4-428
<b>第5章 地下構造物設計</b>	
<b>第1節 地下構造物設計の種類</b> .....	I-4-433
第6501条 地下構造物設計の種類.....	I-4-433
<b>第2節 地下横断歩道等設計</b> .....	I-4-433
第6502条 地下横断歩道等設計の区分.....	I-4-433
第6503条 地下横断歩道等基本計画.....	I-4-433
第6504条 地下横断歩道等予備設計.....	I-4-435
第6505条 地下横断歩道等詳細設計.....	I-4-437
<b>第3節 共同溝設計</b> .....	I-4-441
第6506条 共同溝設計の区分.....	I-4-441
第6507条 共同溝基本検討.....	I-4-441
第6508条 開削共同溝予備設計.....	I-4-443

第6509条	開削共同溝詳細設計	I-4-446
第6510条	シールド共同溝予備設計	I-4-449
第6511条	シールド共同溝立坑予備設計	I-4-451
第6512条	シールド共同溝詳細設計	I-4-453
第6513条	シールド共同溝立坑詳細設計	I-4-457
<b>第4節</b>	<b>電線共同溝設計</b>	I-4-461
第6514条	電線共同溝設計の区分	I-4-461
第6515条	電線共同溝予備設計	I-4-461
第6516条	電線共同溝詳細設計	I-4-463
<b>第5節</b>	<b>成果品</b>	I-4-466
第6517条	成果品	I-4-466
<b>第6章 地下駐車場計画・設計</b>		
<b>第1節</b>	<b>地下駐車場計画・設計の種類</b>	I-4-473
第6601条	地下駐車場計画・設計の種類	I-4-473
<b>第2節</b>	<b>地下駐車場基本計画</b>	I-4-473
第6602条	地下駐車場基本計画の区分	I-4-473
第6603条	基本調査	I-4-473
第6604条	基本計画	I-4-475
<b>第3節</b>	<b>地下駐車場予備設計</b>	I-4-477
第6605条	地下駐車場予備設計の区分	I-4-477
第6606条	地下駐車場本体予備設計	I-4-477
第6607条	地下駐車場設備予備設計	I-4-479
<b>第4節</b>	<b>地下駐車場詳細設計</b>	I-4-481
第6608条	地下駐車場詳細設計の区分	I-4-481
第6609条	地下駐車場本体詳細設計	I-4-481
第6610条	地下駐車場設備詳細設計	I-4-484
<b>第5節</b>	<b>成果品</b>	I-4-485
第6611条	成果品	I-4-485
<b>第7章 トンネル設計</b>		
<b>第1節</b>	<b>トンネル設計の種類</b>	I-4-488
第6701条	トンネル設計の種類	I-4-488
<b>第2節</b>	<b>トンネル設計</b>	I-4-488
第6702条	山岳トンネル設計の区分	I-4-488
第6703条	山岳トンネル予備設計	I-4-488
第6704条	山岳トンネル詳細設計	I-4-491
<b>第3節</b>	<b>シールドトンネル設計</b>	I-4-495
第6705条	シールドトンネル設計の区分	I-4-495
第6706条	シールドトンネル予備設計	I-4-495
第6707条	シールドトンネル詳細設計	I-4-497
第6708条	立坑予備設計	I-4-501
第6709条	立坑詳細設計	I-4-504
<b>第4節</b>	<b>開削トンネル設計</b>	I-4-507
第6710条	開削トンネル設計の区分	I-4-507

第6711条	開削トンネル予備設計	Ⅰ-4-507
第6712条	開削トンネル詳細設計	Ⅰ-4-509
<b>第5節</b>	<b>トンネル設備設計</b>	Ⅰ-4-513
第6713条	トンネル設備設計の区分	Ⅰ-4-513
第6714条	トンネル設備予備設計	Ⅰ-4-513
第6715条	トンネル設備詳細設計	Ⅰ-4-515
<b>第6節</b>	<b>成果品</b>	Ⅰ-4-520
第6716条	成果品	Ⅰ-4-520
<b>第8章</b>	<b>橋梁設計</b>	Ⅰ-4-527
<b>第1節</b>	<b>橋梁設計の種類</b>	Ⅰ-4-527
第6801条	橋梁設計の種類	Ⅰ-4-527
<b>第2節</b>	<b>橋梁設計</b>	Ⅰ-4-527
第6802条	橋梁設計の区分	Ⅰ-4-527
第6803条	橋梁予備設計	Ⅰ-4-527
第6804条	橋梁詳細設計	Ⅰ-4-530
<b>第3節</b>	<b>橋梁拡幅設計</b>	Ⅰ-4-532
第6805条	橋梁拡幅設計の区分	Ⅰ-4-532
第6806条	橋梁拡幅予備設計	Ⅰ-4-532
第6807条	橋梁拡幅詳細設計	Ⅰ-4-535
<b>第4節</b>	<b>橋梁補強設計</b>	Ⅰ-4-537
第6808条	橋梁補強設計の区分	Ⅰ-4-537
第6809条	橋梁補強予備設計	Ⅰ-4-537
第6810条	橋梁補強詳細設計	Ⅰ-4-539
<b>第5節</b>	<b>成果品</b>	Ⅰ-4-542
第6811条	成果品	Ⅰ-4-542
<b>第7編</b>	<b>下水道編</b>	
<b>第1章</b>	<b>管渠実施設計</b>	Ⅰ-4-545
<b>第1節</b>	<b>調査</b>	Ⅰ-4-545
第7101条	調査	Ⅰ-4-545
<b>第2節</b>	<b>設計一般</b>	Ⅰ-4-545
第7102条	設計一般	Ⅰ-4-545
<b>第3節</b>	<b>基本設計</b>	Ⅰ-4-546
第7103条	基本設計	Ⅰ-4-546
<b>第4節</b>	<b>詳細設計</b>	Ⅰ-4-547
第7104条	詳細設計	Ⅰ-4-547
<b>第5節</b>	<b>照査</b>	Ⅰ-4-549
第7105条	照査	Ⅰ-4-549
<b>第6節</b>	<b>提出図書</b>	Ⅰ-4-549
第7106条	提出図書	Ⅰ-4-549
<b>第7節</b>	<b>参考図書</b>	Ⅰ-4-550
第7107条	参考図書	Ⅰ-4-550
<b>第2章</b>	<b>処理場・ポンプ場実施設計</b>	
<b>第1節</b>	<b>設計一般</b>	Ⅰ-4-552

第 7201 条 設計一般	I - 4 - 552
<b>第 2 節 実施設計（基本設計）</b>	I - 4 - 553
第 7202 条 基本設計	I - 4 - 553
<b>第 3 節 詳細設計</b>	I - 4 - 557
第 7203 条 詳細設計	I - 4 - 557
<b>第 4 節 増設（基本設計・詳細設計）</b>	I - 4 - 560
第 7204 条 増設（基本設計・詳細設計）	I - 4 - 560
<b>第 5 節 照査</b>	I - 4 - 561
第 7205 条 照査	I - 4 - 561
<b>第 6 節 提出図書</b>	I - 4 - 561
第 7206 条 提出図書	I - 4 - 561
<b>第 7 節 参考図書</b>	I - 4 - 562
第 7207 条 参考図書	I - 4 - 562
<b>第 3 章 汚水処理施設整備構想策定</b>	
<b>第 1 節 標準仕様書</b>	I - 4 - 565
第 7301 条 計画	I - 4 - 565
第 7302 条 提出図書	I - 4 - 565
第 7303 条 参考図書	I - 4 - 565
<b>第 2 節 特記仕様書（案）</b>	I - 4 - 566
第 7304 条 特記仕様書（案）	I - 4 - 566
<b>第 3 節 標準業務内容（案）</b>	I - 4 - 566
第 7305 条 標準業務内容	I - 4 - 566
<b>第 4 章 下水道管渠耐震診断調査</b>	
<b>第 1 節 標準仕様書（案）</b>	I - 4 - 569
第 7401 条 調査	I - 4 - 569
第 7402 条 耐震診断調査等一般	I - 4 - 570
第 7403 条 耐震診断（簡易診断）	I - 4 - 571
第 7404 条 耐震診断（詳細診断）	I - 4 - 572
第 7405 条 耐震診断（詳細設計）	I - 4 - 574
第 7406 条 照査	I - 4 - 576
第 7407 条 提出図書	I - 4 - 577
第 7408 条 参考図書	I - 4 - 578
<b>第 2 節 特記仕様書（案）</b>	I - 4 - 579
第 7409 条 特記仕様書（案）	I - 4 - 579
<b>第 3 節 標準業務内容（案）</b>	I - 4 - 580
第 7410 条 標準業務内容（案）	I - 4 - 580
<b>第 5 章 下水道終末処理場・ポンプ場耐震診断調査</b>	
<b>第 1 節 標準仕様書（案）</b>	I - 4 - 584
第 7501 条 耐震診断一般	I - 4 - 584
第 7502 条 耐震診断（簡易診断）	I - 4 - 585
第 7503 条 耐震診断（詳細診断）	I - 4 - 588
第 7504 条 照査	I - 4 - 593
第 7505 条 提出図書	I - 4 - 594

第 7506 条 参考図書	I - 4 - 594
第 2 節 特記仕様書 (案)	I - 4 - 597
第 7507 条 特記仕様書 (案)	I - 4 - 597
第 3 節 標準業務内容 (案)	I - 4 - 602
第 7508 条 標準業務内容 (案)	I - 4 - 602
<b>第 6 章 下水道管渠長寿命化計画策定</b>	
第 1 節 標準仕様書 (案)	I - 4 - 610
第 7601 条 設計一般	I - 4 - 610
第 7602 条 長寿命化計画	I - 4 - 610
第 7603 条 照査	I - 4 - 614
第 7604 条 提出図書	I - 4 - 614
第 7605 条 参考図書	I - 4 - 615
第 2 節 特記仕様書 (案)	I - 4 - 616
第 7606 条 特記仕様書 (案)	I - 4 - 616
第 3 節 標準業務内容 (案)	I - 4 - 619
第 7607 条 標準業務内容 (案)	I - 4 - 619
<b>第 7 章 下水道処理場・ポンプ場 (機械・電気設備) 長寿命化計画策定</b>	
第 1 節 標準仕様書 (案)	I - 4 - 621
第 7701 条 設計一般	I - 4 - 621
第 7702 条 長寿命化計画	I - 4 - 621
第 7703 条 照査	I - 4 - 624
第 7704 条 提出図書	I - 4 - 625
第 7705 条 参考図書	I - 4 - 625
第 2 節 特記仕様書 (案)	I - 4 - 627
第 7706 条 特記仕様書 (案)	I - 4 - 627
第 3 節 標準業務内容 (案)	I - 4 - 632
第 7707 条 標準業務内容 (案)	I - 4 - 632
<b>第 8 編 港湾編</b>	I - 4 - 635

# 第 1 編 共通編

## 第 1 章 総則

### 第 1101 条 適用

1. 土木設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、京都市の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 現場技術業務、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

### 第 1102 条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第 9 条第 1 項に規定する者である。
4. 「検査員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

6. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
7. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
8. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
9. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
10. 「契約書」とは、別冊土木設計業務等委託契約書をいう。
11. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
12. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
13. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
14. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
15. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
16. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
17. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
18. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
19. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
20. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
21. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等の遂行に係わる

事項について、書面をもって知らせることをいう。

22. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
23. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
24. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
25. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
26. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
27. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
28. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
  - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
  - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
29. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。
30. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
31. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
32. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
33. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

## 第 1103 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手と

は管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

#### 第 1104 条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

#### 第 1105 条 監督職員

1. 発注者は、設計業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

#### 第 1106 条 管理技術者

1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保

できれば可) でなければならない。

4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限(契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く)を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、第1107条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

### 第1107条 照査技術者及び照査の実施

1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
2. 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。
3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
4. 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
5. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

### 第1108条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)  
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

## 第 1109 条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRIS に基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。  
また、登録機関に登録後、TECRIS より「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## 第 1110 条 打合せ等

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。  
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

## 第 1111 条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程
  - (4) 業務組織計画
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 成果品の品質を確保するための計画
  - (7) 成果品の内容、部数
  - (8) 使用する主な図書及び基準
  - (9) 連絡体制(緊急時含む)
  - (10) 使用する主な機器
  - (11) その他なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

## 第 1112 条 資料の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

## 第 1113 条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

## 第 1114 条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第 13 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の内容、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。  
なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

## 第 1115 条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第 14 条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。  
なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。

4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 第 1116 条 成果物の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
4. 受注者は、土木工事等電子納品実施マニュアル（案）及び京都府電子納品ガイドライン（土木設計業務等）（案）（以下「マニュアル等」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。  
マニュアル等で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

#### 第 1117 条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### 第 1118 条 検査

1. 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。  
(1) 設計業務等成果品の検査

## (2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。  
なお、電子納品の検査時の対応についてはマニュアル等に基づくものとする。

### 第 1119 条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

### 第 1120 条 条件変更等

1. 契約書第 19 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 30 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 監督職員が、受注者に対して契約書第 19 条、第 20 条及び第 22 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

### 第 1121 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
  - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 監督職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
  - (4) 契約書第 31 条の規定に基づき委託料の変更で代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 第 1120 条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
  - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

## 第 1122 条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第 23 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 24 条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

## 第 1123 条 一時中止

1. 契約書第 21 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第 1132 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

  - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

## 第 1124 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

## 第 1125 条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 41 条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

## 第 1126 条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 34 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
  - (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

## 第 1127 条 再委託

1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
  - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
  - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。
3. 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

4. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、京都府測量等業務指名競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

## 第 1128 条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第 6 条第 5 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

## 第 1129 条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 1111 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破壊を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

## 第 1130 条 個人情報の取扱い

発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。

1. 個人情報とは、個人に関する情報で氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。
2. 受注者は、本業務により取得した個人情報（発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。
3. 受注者は、本業務を実施するための取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。
4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。
5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複写し、又は複製してはならない。
6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第 3 者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。
7. 受注者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生または発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。
8. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複写物、複製物について契約の終了後（解除の場合を含む）速やかに発注者に返還しなければならない。ただし発注者が廃棄又は消去を指示したときは当該指示に従うものとする。
9. 受注者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受注者における取得個人情報等の管理状況について随時、受注者に対して取得個人情報等の取り扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。

## 第 1131 条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は「土木工事安全施工指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
  - (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省大臣官房技術審議官通達昭和51年3月2日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生を出来る限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
  - (3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
  - (4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可をなくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要領（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
  - (2) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
  - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
  - (5) 受注者は、調査現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法

令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

#### **第 1132 条 臨機の措置**

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

#### **第 1133 条 履行報告**

受注者は、契約書第 16 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

#### **第 1134 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更**

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

#### **第 1135 条 暴力団等の排除**

1. 受注者は設計業務等の実施に当たり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告しなければならない。
2. 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じなければならない。

## 第 2 章 設計業務等一般

### 第 1201 条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。

なお、使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

### 第 1202 条 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

### 第 1203 条 設計業務等の種類

1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

### 第 1204 条 調査業務の内容

調査業務とは、第 1202 条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の中で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

### 第 1205 条 計画業務の内容

計画業務とは、第 1112 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

### 第 1206 条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第 1112 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める適

用基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計あるいは詳細設計を行うことをいう。

2. 基本計画とは、設計の同一の業務として設計対象となる各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。
3. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう。
4. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。  
なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。
5. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

#### 第 1207 条 調査業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条 2 項に基づき作業した結果と、第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。

#### 第 1208 条 計画業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 12

01 条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。

2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条 2 項に基づき作業を行った結果と、第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。

### 第 1209 条 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条 2 項において、第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。
5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督職員の承諾を得るものとする。
6. 設計に採用する材料、製品は原則として J I S、J A S の規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
7. 設計において、建設省（国土交通省）土木構造物標準設計図集に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計

図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。

8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。  
また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。
10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督職員と協議するものとする。
11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。  
この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。
12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「推奨技術」「準推奨技術」「設計比較対象技術」「少実績優良技術」「活用促進技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。  
また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「推奨技術」「準推奨技術」「設計比較対象技術」「少実績優良技術」「活用促進技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。
13. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月法律第110号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。
14. 受注者は、「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」（平成12年5月法律第100号）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。

15. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。

#### 第1210条 調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文中に定めたものとする。
2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等の特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。
4. 受注者は、検討・解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
5. 受注者は、成果品の作成にあたって、成果品一覧表又は特記仕様書によるものとする。

#### 第1211条 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

##### (1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

##### (2) 設計計算書等

計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。

##### (3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

##### (4) 数量計算書

数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

概算工事費は、監督職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

- (イ) 計画工程表      (ロ) 使用機械      (ハ) 施工方法  
(ニ) 施工管理      (ホ) 仮設備計画      (ヘ) 特記事項その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
1	土木構造物標準設計	国土技術政策総合研究所	—
2	土木製図基準	土 木 学 会	H21. 2
3	水理公式集	土 木 学 会	H11. 11
4	J I Sハンドブック	日 本 規 格 協 会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会	H13. 6
6	土木工事安全施工技術指針の解説	全日本建設技術協会	H13. 12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究会	H 5. 2
8	建設機械施工安全技術指針	国 土 交 通 省	H17. 3
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル(第2版)	日本建設機械化協会	H12. 3
10	土木工事共通仕様書	国 土 交 通 省	H21. 4
11	地盤調査の方法と解説	地 盤 工 学 会	H16. 6
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地 盤 工 学 会	H21. 12
13	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国 土 交 通 省	H20. 12
14	公共測量 作業規程の準則	国 土 交 通 省	H23. 4
15	公共測量 作業規程の準則 解説と運用	日 本 測 量 協 会	H21. 2
16	測量成果電子納品要領(案)	国 土 地 理 院	H20. 12
17	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国 土 地 理 院	H13. 3
18	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国 土 地 理 院	H13. 3
19	公共測量成果改訂マニュアル	国 土 地 理 院	H20. 4
20	電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】	国 土 交 通 省	H21. 6
21	電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	国 土 交 通 省	H21. 6
22	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	国 土 交 通 省	H22. 8
23	2007年制定 コンクリート標準示方書(設計編)	土 木 学 会	H20. 3
24	2007年制定 舗装標準示方書	土 木 学 会	H19. 3
25	2007年制定 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	土 木 学 会	H20. 3
26	2010年制定 コンクリート標準示方書(規準編)	土 木 学 会	H22. 11
27	2007年制定 コンクリート標準示方書(維持管理編)	土 木 学 会	H20. 3
28	2007年制定 コンクリート標準示方書(施工編)	土 木 学 会	H19. 12
29	土木設計業務等の電子納品要領(案)	国 土 交 通 省	H20. 5
30	CAD製図基準(案)	国 土 交 通 省	H20. 5

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
31	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)	国 土 交 通 省	H21. 6
32	デジタル写真管理情報基準(案)	国 土 交 通 省	H21. 6
33	ホーリング柱状図作成要領(案)解説書	日本建設情報総合センター	H11. 5
34	鉄筋コンクリート工場製作設計施工指針(案)	全日本建設技術協会	—
35	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土 木 学 会	H 3. 3
36	トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説	土 木 学 会	H 8. 7
37	トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説	土 木 学 会	H 8. 7
38	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	土 木 学 会	H18. 7
39	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3
40	地中構造物の建設に伴う近接施工指針	日本トンネル技術協会	H11. 2
41	シールド工用標準セグメント	日本下水道協会	H13. 7
42	除雪・防雪ハンドブック	日本建設機械化協会	H16.12
43	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土 木 学 会	H 4.11
44	グラウトアンカー設計・施工基準同解説	地 盤 工 学 会	H12. 3
45	グラウトアンカー設計・施工手引書(案)	日本アンカー協会	H15. 5
46	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H21. 9
47	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H21. 9
48	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10
49	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H 4. 3
50	薬液注入工法設計施工指針	日本薬液注入協会	H14. 8
51	薬液注入工法設計資料	日本薬液注入協会	毎年発行
52	薬液注入工積算資料	日本薬液注入協会	毎年発行
53	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58. 6
54	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7
55	高圧受電設備規程	日 本 電 気 協 会	H20. 9
56	防災設備に関する指針	日本電設工業協会	H16. 9
57	昇降機設計・施工上の指導指針	昇 降 機 安 全 協 会	H 7. 3
58	日本建設機械要覧	日本建設機械化協会	H22. 3
59	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械化協会	H13. 2
60	建設発生土利用技術マニュアル 第3版	土木研究センター	H16. 9
61	建設副産物適正処理推進要綱の解説	先端建設技術センター	H14.11
62	災害復旧工事の設計要領	全 国 防 災 協 会	毎年発行

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
63	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国 土 地 理 院	H20. 3
64	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】	国 土 地 理 院	H21. 10. 31
65	地すべり観測便覧	地すべり対策技術協議会	H 8. 10
66	地すべり対策技術設計実施要領	斜面防災対策技術協会	H19. 11
67	猛禽類保護の進め方(特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて)	日本鳥類保護連盟	H15. 7
68	環境省大気常観マニュアル第5版	環 境 省	H19. 3
69	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環 境 省	H11. 6
70	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編(道路に関する地域)	環 境 省	H12. 4
71	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver. 2. 0. 0	環 境 省	H21. 1
72	海底・解説・工作物設置許可基準	山 海 堂	H10. 11
73	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国 土 地 理 院	H21. 12
74	地理空間データ製品仕様書作成マニュアルJPGIS Ver2. 1	国 土 地 理 院	H21. 7
75	基準点測量製品仕様書	国 土 地 理 院	H21. 9
76	水準測量(新設・復旧)製品仕様書	国 土 地 理 院	H21. 8
77	水準測量(改測・地盤変動)製品仕様書	国 土 地 理 院	H21. 8
78	地図情報レベル1000データ作成の製品仕様書(案)	国 土 地 理 院	H20. 3
79	写真地図作成の製品仕様書(案)	国 土 地 理 院	H21. 6
80	路線測量製品仕様書	国 土 地 理 院	H21. 3
81	河川測量製品仕様書	国 土 地 理 院	H21. 3
82	用地測量製品仕様書	国 土 地 理 院	H21. 3
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建 設 省	S60. 9
2	「ダム事業における環境影響評価の考え方」	ダム水源環境整備センター	H12. 12
3	建設省所管放水路事業環境影響評価技術指針	建 設 省	S60. 9
4	「放水路事業における環境影響評価の考え方」	リバーフロント整備センター	H13. 6
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4
6	改訂新版建設省河川砂防技術基準(案)調査編	日本河川協会	H20. 7
7	国土交通省砂防技術基準 同解説 計画編	国 土 交 通 省	H17. 11
8	改訂新版建設省河川砂防技術基準(案)設計編(Ⅰ・Ⅱ)	日本河川協会	H 9. 10
9	河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
10	防災調節池等技術基準(案)増補改訂(一部修正)版	日本河川協会	H13. 8
11	流域貯留施設等技術指針(案)	日本河川協会	H 5. 5
12	流域貯留施設等技術指針(案)-増補改訂版-	日本河川協会	H19. 4
13	港湾の施設の技術上の基準-同解説	日本港湾協会	H19. 9
14	数字で見る港湾(2010年版)	日本港湾協会	H22. 7
15	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編)-付解説- ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術調査協会	H19. 9 H19. 6 H22. 4
16	柔構造極門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 11
17	河川土工マニュアル	国土開発技術研究センター	H 5. 8
18	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H11. 3
19	水門・極門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13. 12
20	鋼製起状ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11. 10
21	防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例 増補改訂(一部修正版)	日本河川協会	S63. 1 H13. 8
22	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H13. 2
23	海岸保全施設築造基準解説(改訂版)	全国海岸協会	S62. 4
24	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3
25	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8
26	仮締切堤設置基準	建設省治水課	H10. 6
27	鋼矢板二重仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5
28	堤防余盛基準	建設省治水課	S44. 1
29	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 4
30	ダム構造物管理基準	日本大ダム会議	S61. 5
31	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6
32	河川改修事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
33	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)河川版(生物調査編)	リバーフロント整備センター	H 9. 4
34	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)ダム版(生物調査編)	ダム水源地整備センター	H 6.
35	河川関係法令例規集	第 1 法 規	—
36	護岸の力学的設計法 改訂	国土技術研究センター	H19. 11
37	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3
38	水産庁監修漁港構造物標準設計法 1990年版	全国漁港協会	H 2. 10
39	ジャケット式鋼製護岸設計指針	日本港湾協会	S52. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
40	砂防関係法令例集	全国治水砂防協会	毎年発行
41	河岸等の植樹基準(案)	建設省河川局治水課	H元. 4
42	砂防指定地指定実務要領	全国加除法令出版	H元.10
43	河川における樹木管理の手引き	リハーフフロント整備センター	H11. 9
44	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H 5. 6
45	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H 5.10
46	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8.11
47	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8.11
48	土木構造物設計マニュアル(案) 一樋門編一	全日本建設技術協会	H14. 1
49	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
50	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H 6. 3
51	緩傾斜堤の設計の手引き	全国海岸協会	H18. 1
52	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16. 3
53	治水経済調査要綱	建設省河川局	H 6.10
54	港湾調査指針	日本港湾協会	S62. 6
55	面的な海岸防御方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H 3. 3
56	人工海浜の建設技術マニュアル	運輸省	S54. 4
57	ビーチ計画・設計マニュアル	日本マリナビーチ協会	H17.10
58	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H 3. 3
59	農地防災事業便覧	地球社	H11. 1
60	漁港計画の手引き	全国漁港協会	H 4.11
61	漁港海岸事業設計の手引き	全国漁港協会	H 8. 9
62	水と緑の溪流づくり調査	建設省砂防局砂防部	H 3. 8
63	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省砂防局砂防部	H 6. 9
64	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省砂防局砂防部	H 3.
65	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59.10
66	ダム貯水池水質調査要領	国土開発技術研究センター	S55. 6
67	クワチンク 技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	S58.12
68	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年度版)	砂防・地すべり技術センター	H21. 9
69	多段落差工設計指針(案)	建設省土木研究所	S63. 5
70	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)	総合土石流対策基本計画検討委員会	H元. 9

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
71	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4
72	新版地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20. 5
73	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	H19. 9
74	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元. 4
75	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H 3. 7
76	多目的ダムの建設	全国建設研修センター	H 7. 11
77	コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H 4. 3
78	ルジコンテスト技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	S59. 6
79	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き	通産省資源エネルギー庁	H10. 9
80	ダムの地質調査	土 木 学 会	S62. 6
81	ダムの岩盤掘削	土 木 学 会	H 4. 4
82	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土 木 学 会	H12.12
83	軟岩の調査・試験の指針(案) 1991版	土 木 学 会	H 4.12
84	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5
85	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10
86	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18. 8
87	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料(その2)	国土交通省河川局河川環境課	H19. 7
88	多自然川づくりポイントブック 河川改修時の課題の留意点	リバーフロント整備センター	H19. 3
89	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2
90	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18. 1
91	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国 土 交 通 省	H18. 6
〔3〕 道 路 関 係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建 設 省	S60. 9
2	道路環境影響評価要覧	道路環境研究所	H 4. 9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16. 2
4	道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎ ょ う せ い	H14. 3
5	林道規程-運用と解説-	日本林道協会	H20.12
6	全国道路交通情勢調査実施要綱 一般交通量調査(調査編)	建設省道路局	-
7	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H 2. 2

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
8	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
9	自転車道必携	自転車道協会	S60.3
10	交通工学ハンドブック2008 DVD-ROM版	交通工学研究会	H20.7
11	クソイト'ボ'ケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9
13	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62.2
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	—	—
15	改訂 平面交差の計画と設計・基礎編	交通工学研究会	H14.7
16	改訂 平面交差の計画と設計・応用編	交通工学研究会	H元.5
17	交通信号の手引き	交通工学研究会	H 6.7
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
19	コミュニティゾーン形成マニュアル	交通工学研究会	H 6.5
20	コミュニティゾーン実践マニュアル	交通工学研究会	H12.7
21	道路環境影響評価技術手法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	道路環境研究所	H19.9
22	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6
23	道路土工—土質調査指針	日本道路協会	H11.7
24	道路土工—施工指針	日本道路協会	H15.4
25	道路土工—排水工指針	日本道路協会	S62.6
26	道路土工—のり面工・斜面安定工指針	日本道路協会	H11.3
27	道路土工—切土工・斜面安定工指針	日本道路協会	S21.6
28	道路土工—軟弱地盤対策工指針	日本道路協会	H19.6
29	道路土工—仮設構造物工指針	日本道路協会	H11.3
30	道路土工—擁壁工指針	日本道路協会	H11.3
31	道路土工—カルバート工指針	日本道路協会	H22.3
32	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H14.10
33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレキャストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H17.5
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	国土開発技術研究センター	H11.3
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針	全国セラミック工業組合	H11.3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H16.3
37	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本ボックスカルバート製品協会	H 3.10
38	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H18.11
39	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編)	日本道路協会	H14.3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
40	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅲコンクリート橋編)	日本道路協会	H14. 3
41	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編)	日本道路協会	H14. 3
42	道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)	日本道路協会	H14. 3
43	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14. 3
44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55. 8
45	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	S60. 2
46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 1
47	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
48	杭基礎施工便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H 9. 12
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H 6. 2
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1
53	プレキャストブロック工法によるプレレストンクリートげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H 4.10
54	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H 5. 4
55	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H 5. 5
56	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.11
57	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16. 4
58	鋼道路橋塗装・防食便覧	日本道路協会	H17.12
59	鋼道路橋塗装便覧別冊資料写真集	日本道路協会	H 2. 6
60	鋼橋の疲労	日本道路協会	H9. 5
61	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2
62	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H 3. 7
63	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4
64	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59. 2
65	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3
66	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62. 1
67	鋼構造架設設計施工指針	土木学会	H14. 3
68	美しい橋のデザインマニュアル	土木学会	H 5. 3
69	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H 5. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
70	道路橋景観便覧 ・橋の美 Ⅱ ・橋の美 Ⅲ (橋梁デザインノート)	日本道路協会	S52. 6 S56. 6 H 4. 5
71	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版)	日本道路協会	H20. 10
72	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15. 11
73	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13. 10
74	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H 5. 11
75	道路トンネル観察・計測指針	日本道路協会	H21. 2
76	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8. 10
77	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2
78	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9
79	舗装設計施工指針	日本道路協会	H18. 2
80	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 8. 11
81	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 2. 11
82	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H 4. 12
83	舗装設計便覧	日本道路協会	H18. 2
84	舗装施工便覧	日本道路協会	H18. 2
85	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H 8. 10
86	舗装再生便覧	日本道路協会	H22. 12
87	砂利道の歴青路面処理指針	日本アスファルト協会	S60. 3
88	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9
89	高炉スラグ路盤設計施工指針	鉄鋼スラグ協会	S57. 6
90	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鉄鋼スラグ協会	S57. 7
91	製鋼スラグ路盤設計施工指針(1985年改定)	鉄鋼スラグ協会	S60. 9
92	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキング ブロック舗装技術研究会	H19. 3
93	設計要領第一集 舗装編	N E X C O	H22. 7
94	構内舗装・排水設計基準及び同解説	公共建築協会	H13. 4
95	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.
96	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62. 1
97	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63. 11
98	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7
99	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H19. 6
100	舗装試験法便覧別冊(暫定試験方法)	日本道路協会	H 8. 10

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
101	道路震災対策便覧(震前対策編)改訂版	日本道路協会	H18. 9
102	道路震災対策便覧(震災復旧編)改訂版	日本道路協会	H19. 5
103	落石対策便覧(改訂版)	日本道路協会	H12. 6
104	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63.12
105	道路防雪便覧	日本道路協会	H14.12
106	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3
107	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H 6. 3
108	土木研究所資料 共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
109	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H 5. 8
110	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H20. 1
111	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3
112	改訂路面表示設置の手引	交通工学研究会	H16. 7
113	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62. 1
114	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
115	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
116	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H20. 8
117	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
118	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9
119	道路標識ハンドブック(2004年版)	全国道路標識・表示業協会	H16. 8
120	路面標示ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	H10. 4
121	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H 4.11
122	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9
123	道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17. 3
124	平成21年度道路環境センサス調査要領	道路局地方道環境課 国土技術政策総合研究所	H21. 6
125	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1
〔4〕電気・機械・設備等			
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—
2	(解説)電気設備の技術基準	経済産業省・資源庁	H13. 5
3	内線規程	日本電気協会	H12.10
4	電気通信設備工事共通仕様書	建設電気技術協会	H14. 9
5	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会	H 9. 2
6	建築設備設計基準	国土交通省	H21. 3
7	公共建築工事標準仕様書	国土交通省	H22. 3

注意：最新版を使用するものとする。